

〇〇〇〇まつり開催に伴う  
火災予防業務計画

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇まつり実行委員会

〇〇〇〇〇〇〇〇まつりは、座間市火災予防条例（以下「条例」という。）第42条の2の規定に基づき、「指定催し」として指定された。このことから、〇〇〇〇〇〇〇〇まつりについて、次のとおり火災予防上必要な業務に関する計画（以下、「火災予防業務計画」という。）を策定するものとする。

## 第1 目的

この計画は、「指定催し」として指定された〇〇〇〇〇〇〇〇まつりにおける防火管理について、当該指定催しの主催者、関係者、露店等の関係者が火災等の災害を予防するために実施すべきこと、万が一火災等が発生した際に実施すべきことに係る必要事項を定めることにより、当該指定催しの防火安全体制に万全を期し、来場者等が安全に、かつ安心して当該指定催しが実施されることを目的とする。

## 第2 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 本催しの主催者
- (2) 本催しの運営に関係する全ての者
- (3) 本催しに出店する露店等（対象火気器具等の使用の有無を問わない。）の関係者

## 第3 主催者、防火担当者及び露店等の関係者の責務

### 1 主催者の責務

- (1) 主催者は、〇〇〇〇〇〇〇〇まつりの防火管理業務について全ての責任を持つものとする。
- (2) 主催者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を「防火担当者」として選任し、「火災予防業務計画」を作成させ、当該計画に基づく防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 主催者は、対象火気器具等を使用する露店等と別の対象火気器具等を使用する露店等の配置の間隔、客席を設ける場合の当該客席と対象火気器具等を使用する露店等、危険物品、火を使用する器具等との間隔について、火災等が発生した際を考慮し、適正な配置を行わなければならない。
- (4) 主催者は、対象火気器具等を使用する露店等が準備する消火器の不備欠陥が発見された場合は、直ちに是正する。
- (5) 主催者は、防火担当者が火災予防業務計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

### 2 防火担当者の責務

防火担当者は、本計画の作成及び当該計画に基づく防火管理業務の執行に係る全ての権限を持って、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 火災予防業務計画の作成及び変更
- (2) 対象火気器具等を使用する露店等の配置位置の把握  
⇒ 対象火気器具等を使用する露店等の配置については、「〇〇〇〇〇〇〇〇まつり露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照
- (3) 対象火気器具等を使用する露店等が取り扱う危険物品の把握
- (4) 露店等が設置する対象火気器具等、ガスボンベの転倒防止措置等に係る指導

- (5) 対象火気器具等を使用する露店等に設置する消火器の位置及び内容（消火器の種類・製造年月日）の把握及び不備・欠陥がある場合の是正指導  
⇒ 消火器の設置位置については、【別紙1】参照
- (6) 消火器の使用方法の確認、及び露店等の関係者に対する指導
- (7) 初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡、来場者の避難誘導などの要領確認・訓練の実施
- (8) 対象火気器具等を使用する露店等以外の場所で火災が発生した場合における消火の準備
- (9) 露店等の関係者が行う「対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票」（【別紙2】参照。以下「自己点検チェックシート」という。）に基づく自己点検の実施状況の把握及び自己点検を実施していない露店等に対する実施の促進
- (10) 火災が発生した場合において、火災が発生した露店等の関係者と協力した初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡及び来場者の避難誘導等本計画に基づく対応（「火災等発生時における初動体制と各班の任務」【別表】参照）  
来場者の避難誘導の経路は、【別紙1】参照
- (11) 防火管理業務に係る主催者への提案・報告
- (12) ごみは、指定された時間に指定された場所へ出すことなどについて、露店等の関係者に十分周知し、実施させることによる放火防止対策の推進
- (13) その他防火管理業務を実施するために必要な事項

### 3 露店等の関係者の責務

露店等の関係者は、本計画の内容を十分に理解した上で、自らが管理する露店等の防火安全対策に責任を持って、次の業務を行う。

- (1) 対象火気器具等の使用方法等の確認
- (2) 取り扱う危険物品の内容確認
- (3) 対象火気器具等、ガスボンベ等の転倒防止措置
- (4) 対象火気器具等を使用する場合における消火器の準備
- (5) 消火器の内容（消火器の種類・製造年月日）確認及び不備・欠陥がある場合の是正
- (6) 消火器の使用方法の確認
- (7) 初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡、来場者の避難誘導などの要領確認・訓練の実施
- (8) 対象火気器具等を使用する露店等の関係者が行う自己点検チェックシートに基づく自己点検の実施
- (9) 火災が発生した場合における初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡及び来場者の避難誘導等本計画に基づく対応
- (10) 露店等の周囲の整理整頓、ごみは指定された時間に指定された場所へ出す等による放火防止対策の推進
- (11) その他防火安全対策を推進するために必要な事項

## 第4 火災予防の措置

## 1 火気等の使用制限等

防火担当者は、催し会場内における喫煙及び対象火気器具等を含めた火気等の使用の制限を行うとともに、具体的な使用場所を指定するものとする。

## 2 火気等の使用時の順守事項

対象火気器具等を使用する露店等の関係者その他火気等を使用する者は、以下に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具は、指定場所以外では使用しないこと。
- (2) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具は、事前に点検してから使用すること。
- (3) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物品を置かないこと。
- (4) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検し、安全を確認すること。
- (5) 喫煙に当たっては、必ず灰皿等の喫煙容器のある場所において喫煙することとし、喫煙禁止場所となっている部分では喫煙しないこと。

## 3 避難経路図

防火担当者は、来場者の安全を確保するため、会場外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（【別紙1】）を作成し、催しの関係者、露店等の関係者に周知するとともに、会場内の来場者が見やすい場所に掲出するものとする。

## 4 火災等発生時の連絡体制

防火担当者は、火災等が発生した時の連絡先の一覧を作成するとともに、催しの関係者、露店等の関係者に周知するものとする。

「火災等発生時における初動体制と各班の任務」【別表】参照

## 第5 放火防止対策

防火担当者及び露店等の関係者は、以下の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 催し会場の広場、通路、休憩所、トイレ、露店等の可燃物の整理整頓又は除去を行う。
- (2) 不審な行動をとっていると認められる者に対する呼びかけ、監視等を行う。
- (3) 催し関係者、露店等の関係者が誰なのかを明確にする。
- (4) 死角となる場所等の巡回体制を確立する。

## 第6 火災発生時における対応

火災発生時における初動体制については、【別表】参照

## 第7 震災対策

### 1 震災予防措置

防火担当者及び露店等の関係者は、催し開催期間中に地震等の災害の発生を想定した上で、露店等、対象火気器具等の火を使用する器具等の転倒防止措置を施すなど、地震等による災害を予防するために必要な措置を講じなければならない。

### 2 震災時の活動

#### (1) 震災直後の安全措置

地震が発生した場合は、以下に掲げる安全確保に向けた行動をとるものとする。

- ア 地震発生直後は、催し会場内の全ての者が自らの身の安全を守ることを最優先とすること。
- イ 露店等の関係者は、電源の遮断、ガスボンベなどの燃料の遮断等を行うなど、火の元の始末を行うこと。
- ウ 催しに関係する全ての者は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無を確認し、負傷者等が発生した場合は、主催者に報告すること。
- エ 主催者及び防火担当者は、催し会場内の情報を把握するとともに、二次災害等を防止するため、通報連絡班員に以下の内容の放送をさせること。
  - (ア) 落下物からの身体防護の指示
  - (イ) ガラスの破片など床面等の散在物による負傷防止の指示
- オ 地震動が終息した後においても、各種設備・器具、露店等で使用している対象火気器具等は、安全が確認されるまで使用しないこと。

(2) 震災直後の安全措置実施後の活動

主催者及び防火担当者は、(1) 震災直後の安全措置を実施後、以下に掲げる活動を行うものとする。

- ア 大規模な地震の場合には、催し会場内の情報を収集するとともに、催し会場内の被害状況を把握し、必要な指揮統制を行うこと。
- イ テレビ、ラジオなどの報道機関を通じて地震に関する情報の収集に努めるとともに、催し会場内の状況を把握すること。
- ウ 火災、ガス漏れなどの発生及び負傷者の有無等の状況を把握するとともに、各班に対して適切な指示をすること。

(3) 応急救護

- ア 救護班員は、安全な場所に応急救護所を設置するとともに、負傷者の救護にあたること。
- イ 防火担当者は、必要に応じ医療機関及び消防機関との連携を図ること。

## 第9 対象火気器具等を使用する露店等に関する情報

対象火気器具等を使用する露店等に関する情報は、以下のとおりである。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 開設場所            | 【別紙1】のとおり。   |
| 開設店数内訳          | 本催しに出店する露店等（露店等の合計数） ○○店<br>(1) 露店商の数 ○○店<br>(2) 対象火気器具等を使用する露店商の数 ○○店<br>(3) 露店商以外の数 ○○店<br>(4) 対象火気器具等を使用する露店商以外の数 ○○店 |
| 消火器の設置<br>本数    | (1) 露店商 ○○本<br>(2) 露店商以外の店 ○○本   |
| 露店商の責任者<br>連絡先等 | 名称（氏名）<br><b>消防 太郎</b><br>電話 <b>046-256-****</b> 緊急時連絡先（携帯） <b>080-****-****</b>   |

